

日新グループ人権方針

日新グループは、コーポレート・パーパスである「世界の人々に感動を運び、地球を笑顔で満たす」の実現にあたり、自らの事業活動において影響を受けるすべての人びとに対する基本的人権の尊重が事業活動の根幹であることを明確に示すために、「日新グループ人権方針」（以下「本方針」という。）をここに定め、その取り組みを真摯に進めてまいります。

1. 人権に対する基本的な考え方

日新グループは、「国際人権章典」及び「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に規定された基本的人権を支持、尊重します。また、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」）、OECDの「多国籍企業行動指針」で示される基本的人権にかかわる国際的規範を支持、実践していくことで、人権尊重の責任を果たしていきます。

2. 適用範囲

本方針は、日新グループのすべての取締役及び従業員に適用されます。また、日新グループの事業、サービスに関係するすべてのビジネスパートナー等に対しても、本方針を支持し尊重していただくことを期待し、協働して人権尊重の責任を果たします。

3. 人権尊重へのコミットメント

日新グループは、事業を行なう過程で直接または間接的に人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しています。自らの事業活動において人権に対する負の影響が生じた場合、また負の影響を助長したことが明らかになった場合は、是正に向けて適切な救済措置及び防止・軽減措置を行い再発防止に努めることで、人権尊重に対する責任を果たします。

日新グループは、個人の属性に基づいたあらゆる差別及びハラスメントを禁止し、強制的な労働や隷属状態の下での労働、児童労働など不法労働も許容しません。また、安全な労働環境の確保と過剰な労働時間の削減、最低賃金の確保、結社の自由と団体交渉権を尊重します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

日新グループは、「指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。また、ステークホルダーに与える人権への負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ります。

5. 対話・協議

日新グループは、人権への取り組みにおいて外部の専門知識を活用し、当社事業の影響を受けるステークホルダーとの対話や協議を誠実に行います。

6. 教育・研修

日新グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、取締役及び従業員に対して適切な教育・研修を行います。

7. 是正・救済

日新グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、あるいはビジネスパートナー等を通じて間接的に関与が明らかになった、または疑われる場合には、「指導原則」をはじめとした国際行動規範に基づいた対話と適切な手続きを通じて、その是正及び救済に取り組めます。

人権への負の影響を含む懸念を早期に解消する為に、通報窓口を設置します。通報においては、通報内容の秘匿性を確保します。また、通報者に対する不利益な取り扱いや報復措置を禁止し、通報者の保護を徹底します。

8. 情報開示

日新グループは、人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイトや統合報告書等で開示します。

9. 適用法令の遵守

日新グループは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。国際的に認められた人権原則と当該国・地域の法令に矛盾や差異がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得て、代表取締役社長により署名されています。

2026年4月1日

株式会社日新
代表取締役社長
峯 茂樹